

平成29年5月

お客さま各位

株式会社 豊和銀行

投資信託・公共債取引に係るマイナンバーのご提供に関するご案内

平素より当行をお引き立ていただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、当行では平成28年1月より施行の「マイナンバー法」に伴い、お客さまと行う投資信託・公共債に係るお取引の際に、個人番号（マイナンバー）のご提供をお願いしております。

税法の定めにより、当行は、お客さまから個人番号（マイナンバー）を提供して頂き、当行が作成し税務当局に提出する税関係の調書に付番しております。（税関係の調書とは、例えば利子、配当金等の支払調書、年間取引報告書等が挙げられます。）

つきましては、以下に該当するお客さまへ、個人番号（マイナンバー）のご提供にかかる案内文書をお送りさせていただきますので、ご理解・ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

郵送して頂くだけでお手続きが完了いたしますので、是非ご活用ください。

記

1. 個人番号（マイナンバー）のご提供が必要なお客さま

○平成27年12月末までに投資信託・公共債の口座を開設されたものの、現在まで個人番号（マイナンバー）を当行へご提供頂いていないお客さま
（平成30年12月末までに、個人番号（マイナンバー）のご提出が必要です。）

※今回の案内文書は、平成29年3月末において当行の証券口座に残高があるお客さま、および当行にNISA口座をご開設いただいているお客さまへ郵送いたします。

2. NISA口座をお持ちのお客さま

○平成29年9月末までに個人番号（マイナンバー）をご提供ください。

・平成29年9月末までにご提供頂いた場合は、特段の手続きを要せずに、平成30年以後も当行でNISA口座をご利用頂けます。

○個人番号（マイナンバー）の提供等を行なわれなかった場合には、平成30年以後の分のNISA口座は利用できません。

・平成29年9月30日までにご提供頂かなかった場合、当行で平成30年以降も継続してNISA口座をご利用になるためには、個人番号（マイナンバー）のご提供に加え、「非課税適用確認書交付申請書」を提出して頂く等、改めてNISA口座の申込が必要となります。

【お問い合わせ先】

ご不明な点等がございましたら、お取引店または下記までお問い合わせください。

担当部署：株式会社 豊和銀行 証券国際部 金融商品監理室

電話：097-534-2609

受付時間：平日（9:00～17:30）

※なお、当行は個人番号（マイナンバー）に関する業務を「株式会社だいこう証券ビジネス」に委託しておりますので、あわせてご理解ください。

以上